

令和2年度芦屋市自転車駐車場の管理に関する年度協定書

(新型コロナウイルス感染防止対策支援)

芦屋市(以下「甲」という。)とサイカパーキング株式会社(以下「乙」という。)とは、平成31年4月1日付けで締結した芦屋市自転車駐車場指定管理者基本協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

(協定の期間)

第1条 この協定の期間は、令和2年12月18日から令和3年3月31日までとする。

(新型コロナウイルス感染防止に係る支援)

第2条 甲は、新型コロナウイルス感染防止対策として、乙の請求に基づき支援金を交付するものとする。なお、支援金の金額等については、別に定める基準によるものとする。

(疑義の決定)

第3条 この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月18日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 伊藤

乙 東京都中央区日本橋小網町7番2号
サイカパーキング株式会社
代表取締役 森井

指定管理者制度を適用する公の施設の新型コロナウイルス感染防止に係る支援基準
(自転車駐車場に関するもの)

令和2年12月

指定管理者制度を適用する公の施設の新型コロナウイルス感染防止に係る支援基準は、下記のとおりとする。

記

1 対象期間

令和2年4月1日から令和2年5月31日まで

2 支援金の算出

支援金については、新型コロナウイルス感染防止対策として、市の要請等により指定管理者制度を適用する公の施設のうち、自転車駐車場（以下「施設」という。）において、利用料金等の本来事業に係る減収額と事業中止等による本来事業に係る支出の減額を精査し、算出するものとする。なお、対象額の算出方法は、次のとおりとする。

- (1) 市の判断による、『『芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第3号』の適用を受けた者』への定期利用料金返還及び振替

令和2年4月度～5月度 … 算出額の全額

- (2) 国の緊急事態宣言期間中の一時利用料金及び(1)以外の定期利用料金

令和2年4月7日～5月21日の一時利用料金 … 算出額の半額

令和2年4月度～5月度の定期利用料金 … 算出額の半額

3 支援金の請求

前項の算出については、施設の所管課と指定管理者が協議の上、行うものとする。協議終了後、当該施設の指定管理者は、別紙様式（申請書兼請求書）に基づき、支援金を請求できるものとする。

4 交付決定等

市長は、前項の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認められた場合は、支援金の交付決定を行うものとする。しかし、偽り、不正その他この基準

に違反したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

